

平成30年3月7日

中学校1, 2年生の生徒および保護者の皆様へ

草津市立高穂中学校

校長 太田 光則

通学時等のヘルメットについて (お願い)

平素は、本校の学校教育に対し御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、滋賀県では、平成28年に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(裏面参照)を制定され、ヘルメットの着用に努めることとされました。これを受け、今年度の草津市PTA連絡協議会総会において『草津市の子どもたちのヘルメット着用について』決議がされ、教育委員会・学校・PTAで協議をいたしました結果、児童・生徒の命を守るために、ヘルメット着用の啓発・取組をすすめていくこととなりました。

本校につきましては、平成30年4月から、中学校への通学や部活動等、学校管理下において自転車に乗車する場合は、ヘルメットの着用を義務付けることといたしました。保護者の皆様には、ヘルメット着用について各家庭で御指導いただきますようお願いいたします。

なお、ヘルメットの使用開始時期と保管場所につきましては、下記のとおりとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

記

1 ヘルメット使用開始時期

新年度のスタートである4月1日より校則として着用を義務化する。ただし、3月に購入する人については、購入日から使用することが望ましい。

2 ヘルメットの学校での保管場所

原則、教室(ロッカー内、机の側面にかける)か駐輪場の自転車かご内を置き場とする。

3 ヘルメットの内側に、「学校名」と「氏名」を記入しておくこと。